

佐賀市公共事業評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民生活の向上を図る上で重要な役割を果たしている公共事業の事前評価、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）の実施に関し必要な事項等を定めることにより、公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図り、もって市が実施する公共事業の適正な執行を図ることを目的とする。

(事業評価の対象事業範囲)

第2条 対象とする事業は、国土交通省、農林水産省、厚生労働省等が所管する公共事業のうち、佐賀市が事業主体となって実施する補助事業等とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くものとする。

(事業評価の対象事業)

第3条 事業評価の対象とする公共事業は、次に掲げるものとする。なお、ここでの「事業採択」とは、「事業費の予算化」のことをいう。

(1) 事前評価の対象事業

国の要領等で事前評価の実施が規定されている事業

(2) 再評価の対象事業

- ア 事業採択前の準備・計画段階にある公共事業で5年間を経過するもの
- イ 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の公共事業
- ウ 事業採択後5年間を経過する時点で着工できないことが明らかな公共事業
- エ 再評価実施後5年間を経過した時点で継続中又は未着工の公共事業
- オ 社会経済情勢の変化、住民要望の変化、事業の円滑な推進を図る上での課題等により再評価を実施する必要があると認められる公共事業

(3) 事後評価の対象事業

- ア 前号に規定する再評価を実施した事業
- イ 国の要領等で事後評価の実施が規定されている事業

(事業評価の実施時期)

第4条 前条に定める対象事業に係る事業評価の実施時期は、次のとおりとする。

(1) 事前評価の実施時期

国の要領等で規定されている期日までとする。

(2) 再評価の実施時期

- ア 前条第2号アからエまでに該当する事業にあつては、同号アからエまでに定める期間が満了する年度の翌年度末までに実施するものとする。
- イ 前条第2号オに該当する事業にあつては、適宜速やかに実施するものとする。

(3) 事後評価の実施時期

補助金等の交付期間が終了する年度の翌年度末までに実施するものとする。

(事業評価の実施)

第5条 各公共事業担当部局は、それぞれ次に掲げる事業評価の基本的な視点を踏まえ、その所管する公共事業ごとに事業評価を実施する際の指標及び対応方針を決定する際の判断基準（以下「評価手法」という。）を定め、当該評価手法に基づき事業評価を実施するものとする。

(1) 事前評価の視点

- ア 事業の必要性
- イ 事業の有効性
- ウ 事業の効率性

(2) 再評価の視点

- ア 事業の必要性等
- イ 事業の進捗の見込み
- ウ コスト縮減や代替案立案等の可能性

(3) 事後評価の視点

- ア 事業効果の発現状況
- イ 目標の実現状況
- ウ 改善措置の必要性

(事業毎の実施要領)

第6条 前3条については、国において当該事業を所管する省庁から、別に実施要領等が示された場合は、その要件に従って行うものとする。

(佐賀市公共事業評価監視委員会)

第7条 事業評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、佐賀市公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 市長は、事業評価の実施に当たっては、委員会の提言を尊重するものとする。

(事業評価に基づく措置)

第8条 市長は、事業評価を実施したときは、その結果に基づき必要な措置を行うものとする。

(事業評価の結果等の公表)

第9条 市長は、事業評価の過程及び結果並びに対象事業に係る対応方針を公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

佐賀市公共事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀市公共事業評価実施要綱（平成18年6月27日施行。以下「実施要綱」という。）第7条第1項の佐賀市公共事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 実施要綱第3条の規定に基づき事業評価の対象となる事業について、詳細に審議すること。
- (2) 実施要綱第5条の規定に基づき各公共事業担当部局が策定した事業評価の案について、市長に提言すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共事業の事業評価について、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、有識者及び市民代表のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設部建設監理課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。